

## ○特に御意見をいただきたい評価について

## 【病院機構の自己評価と県評価との相違等が認められた主な小項目一覧】

項目番号	項目内容	機構	県	小項目コメント（案）
5	こども医療センター【小児専門医療・救急医療等】	B	D	<p>令和3年10月に発生した、医療事故にかかる院内調査結果報告書によれば、術後管理等において、質の高い医療の提供が行われていたとは言い難い点、また、原因究明と再発防止のための調査を実施したが、これにかかる家族に対する当事者目線の説明が不十分であった点を勘案し、総合的に判断した結果、大幅な改善が必要であるとして、D評価とした。</p> <p>※当該事案は、令和3年度に発生した事案ではあるが、令和5年6月に院内調査結果報告書が県に提出されたため、直近の評価に反映することとした。</p>
26	医療安全対策の推進	B	C	<p>令和3年10月に発生した、こども医療センターにおける医療事故を受けて、RRS（院内迅速対応システム）を令和4年9月から導入し、一部、再発防止策を図ったが、夜間休日の時間帯は、未稼働の状態であること、また、アクシデントレベル4の事案も確認されていることから、県評価としては医療安全対策の改善の余地があるとして、C評価とした。</p>
28	患者満足度の向上と患者支援の充実【患者支援等】	B	A	<p>未配置だった医療メディエーターの配置や精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの普及啓発等の実績等を評価し、A評価とした。</p>
31	感染症医療の提供	S	A	<p>各病院それぞれが新型コロナウイルス感染症の重点医療機関等として病床を確保し、積極的に患者の受入れを行ったが、引き続き、感染症の発生予防、まん延予防に向けた取組の推進が必要であり、年度計画を大幅に上回って達成しているとは言えないことから、S評価ではなくA評価とした。</p>
34	適正な業務の確保	B	C	<p>令和3年10月に発生した、こども医療センターにおける医療事故については、発生後、医療事故調査制度に基づき、院内調査委員会を令和3年度中に設置し、調査を開始した。</p>

				<p>一方、病院機構では、令和3年7月に、医療事故等が発生した場合の、病院から機構本部、機構本部から県への報告の基本的な考え方について定めていたが、当該事案について、適宜適切な報告が無かった。</p> <p>こうしたことから、より一層、内部統制に取り組む必要があるため、県評価としては、改善の余地があると判断し、C評価とした。</p>
35	業務運営の改善及び効率化	S	A	<p>サイバー攻撃に備えバックアップ体制の構築、増強を計画したほか、非常時手順書の見直しや訓練・研修の実施等、ITガバナンスの強化を図ったが、引き続き、導入効果を意識した機器の整備や最先端技術を活用した業務運営の改善及び効率化への対応が必要であり、年度計画を大幅に上回って達成しているとは言えないことから、S評価ではなくA評価とした。</p>